

健康増進法上問題となるインターネット広告表示(例)

平成16年1月
厚生労働省

(1) 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示(以下「誇大表示」という。)を参照可能状態に置き、購入意欲を昂進させ、健康保持増進効果等を誤解した消費者を食品販売に導くもの

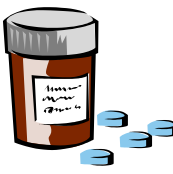
事例1

食品 販売ホームページ

健康増進のために、 を！！

食品 ￥25,000

買い物カゴに入れる



製造・販売 (株) 食品
連絡先 0120-???-????

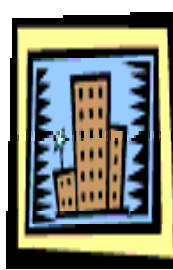
食品又はこれに含まれる成分についての誇大表示(例)

さまざまな病気に食品が使われています。

< 疾病例 >
 ガン、糖尿病、肝炎、リウマチ、脳卒中、白血病、心臓病、神経障害生活習慣病、肝硬変、アトピー、アルツハイマー病、網膜症、白内障、緑内障、ぜんそく、血栓、腎症

事例2


(株) 食品 ホームページ



食品 を購入する方はこちら

食品 の健康保持増進効果を知りたい方はこちら

リンク



食品 ￥25,000

買い物カゴに入れる

食品又はこれに含まれる成分についての誇大表示(例)

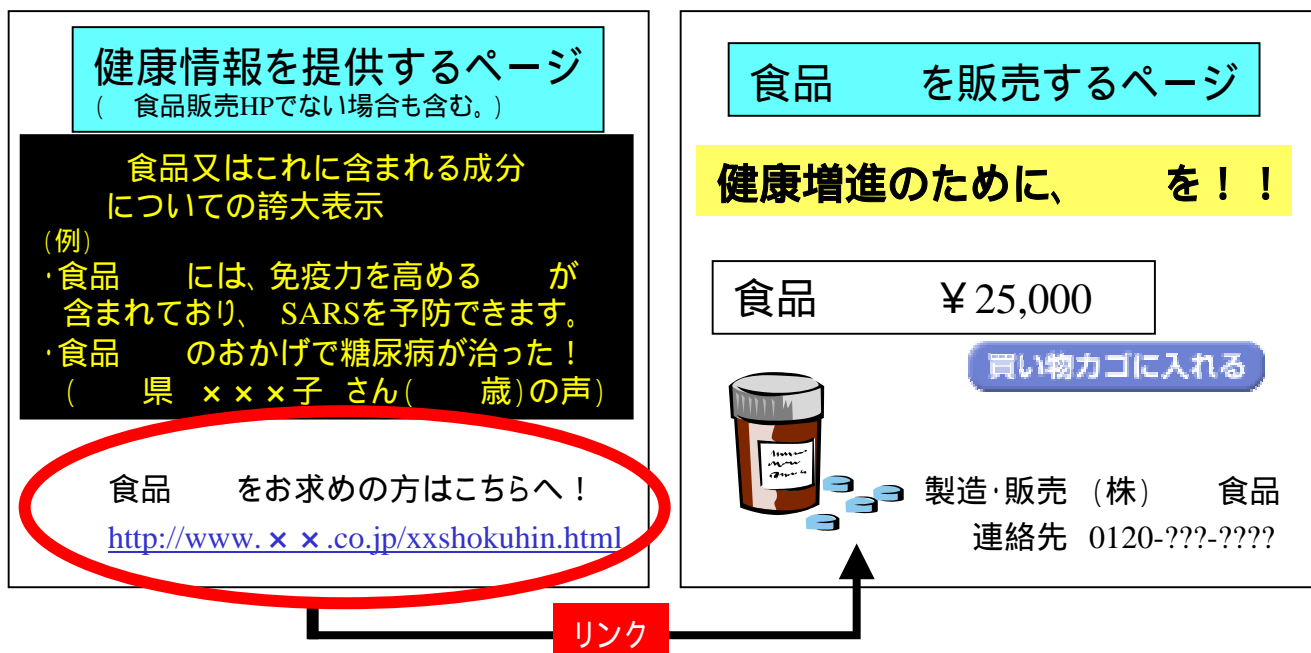
・食品 は「ガン・難病を が治した！(出版)」掲載食品です。患者の方にお勧めします。

・厚生労働省輸入・販売許可食品

【規制の適用を受ける対象者】
【執るべき是正措置の内容】

(株) 食品
誇大表示箇所の削除

(2) 誇大表示を閲覧させ、購入意欲を昂進させ、健康保持増進効果等を誤解した消費者を食品販売に導くリンク設定



【規制の適用を受ける対象者】

**(株) 食品(リンク設定を要請した等の場合)
「健康情報を提供するページ」の運営者**

「健康情報を提供するページ」が次の条件を満たすとき、実質的広告等として規制対象顧客を誘引する意図が明確にあること。
特定食品の商品名等が明らかにされていること。
一般人が認知できる状態であること。

【執るべき是正措置の内容】

「食品 を販売するページ」へのリンクを削除

誇大表示たる情報提供が食品販売の手段として活用される等、営利と関連する場合は、健康増進法に基づく広告等規制の対象となる。

「健康情報を提供するページ」の運営者と、「食品 を販売するページ」の運営者が異なっている場合であっても、取締りの対象となり得る。

食品として販売に供する物について、**医師等の診療によらなければ保健衛生上重大な結果を招くおそれのある重篤疾病の治療(予防)**を目的とする、根拠が適切でない広告その他の表示は、**健康増進法(及び薬事法)に抵触する違反広告である。**

「厚生労働省許可(輸入・販売も含む)」等、その健康保持増進効果について、厚生労働省等がお墨付きを与えていると誤認させる誇大表示についても、健康増進法に抵触する違反広告と判断される。